

岩手県告示第509号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成30年岩手県告示第898号）で公示した公共測量を終了した旨山田町長から次のとおり通知があった。

令和元年12月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 下閉伊郡山田町山田地区
- 2 実施した期間 平成30年11月19日から平成31年4月30日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量及び街区確定測量